

福祉・介護職員等処遇改善支給について

福祉・介護職員等処遇改善支給支給については、下記のとおりとする。
ただし、介護職員等処遇改善加算制度に変更があった場合等は、この限りではない。

・支給名

基本給 処遇改善手当

・支給方法

基本給及び処遇改善手当は、福祉・介護職員等処遇改善加算が支給される期間について、職員の職務内容、能力、貢献度、勤務時間等を勘案し、毎月決まって基本給に2分の1充当して支給。また、毎月支払われる基本給に余剰が出た場合のみ、賞与一時金として年1回（3月）に支給

・介護職員等処遇改善加算が廃止になった場合等は、支給しない

・支給対象

- ①介護職員
- ②その他の職種職員
- ③非常勤職員
- ④非常勤その他の職種職員

・支給率

当法人では、下記の職員を優先に分配支給する予定
方敬にて勤続10年以上かつ介護福祉士を所持する正職員
※過去の勤続年数は通算しない
※非常勤職員は、正職員のおおよそ半分程度の支給予定

キャリアパス要件について

当法人においての取組は、下記のとおりとする。

職場環境等要件①・入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念や支援方法・人材育成方針その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

職場環境等要件②・資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する研修受講支援
- ・キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

職場環境等要件③・両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実
- ・職員の希望に即した非常勤職員から正規職員への転換の制度
- ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定め定期的に確認積極的な声かけ等に取り組む

職場環境等要件④・腰痛を含む心身の健康管理

- ・非常勤職員も受診可能な健康診断やストレスチェック、職員のための休憩室の設置
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

職場環境等要件⑤生産性向上のための業務改善の取組

- ・厚生労働省が示している「生産性向上のガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制の構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）
- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

職場環境等要件⑥・やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・利用者本位の支援方法などの障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会